

錦帯橋世界遺産登録推進PRキャラクター 「美橋とわ」 イラスト使用ガイドライン (令和8年10月版)



錦帯橋世界文化遺産登録推進協議会

目次

- 1 はじめに
- 2 申請の手続き
- 3 申請窓口について
- 4 イラストの使用について
- 5 留意事項
- 6 美橋とわについて

1 はじめに

○ 錦帯橋世界遺産登録推進PRキャラクター「美橋とわ」のイラストの使用については、著作権法で定める著作権の制限に該当する場合を除き、使用申請が必要です。

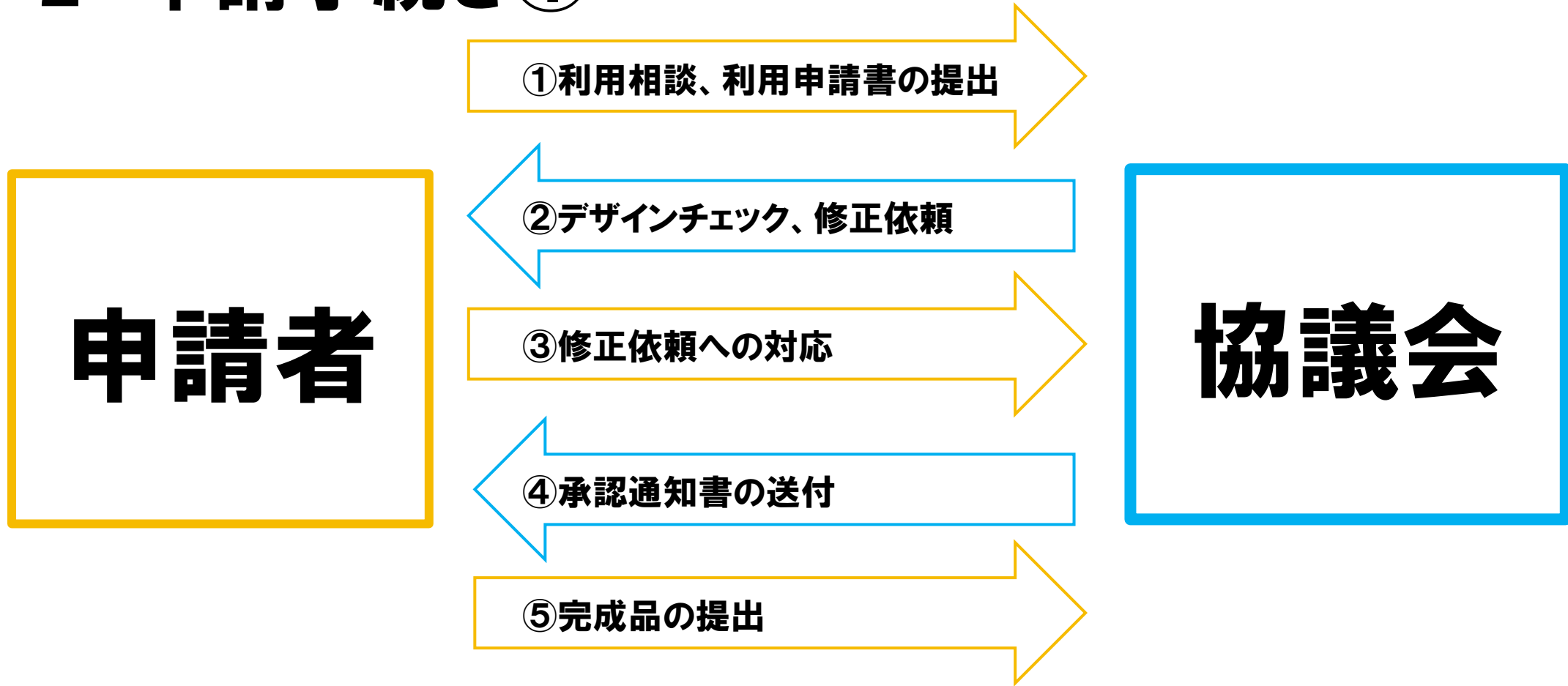
例：個人で使用する場合

報道目的で使用する場合

学校の授業で使用する場合等

○ 本ガイドラインは、「美橋とわ」のイラストを利用する際の使用方法や使用申請の手続きをまとめたものです

2 申請手続き①



申請から承認まで1～2週間程度かかります。
作成いただいた内容について、確認や修正の依頼をさせていただく場合があります。
修正等が必要な場合は承認までさらに時間をいただく場合があります。

2 申請手続き②

○申請に必要なもの

- ・「美橋とわ」使用申請書
- ・申請者の概要が分かるもの
企業・団体等の場合：HPの企業概要、パンフレット等
個人の場合：プロフィールや活動が分かる資料等
- ・利用する内容が分かるもの（企画書やレイアウト等）
- ・その他参考になるもの

※イラストの利用に関する規程と申請書は錦帯橋世界文化遺産登録推進協議会HPから
閲覧及びダウンロードが可能です。

【URL】<http://xxxxxx>

2 申請の手続き③

○承認を受けた後に、申請した内容に変更が生じた場合には、変更申請が必要です。

例：デザインの変更、数量の変更

○物品または見本を提出してください。

※現物の提出が難しい場合は、写真等を提出してください。

○使用期間は最長で3年間です。使用期間満了後も引き続き利用する場合は、改めて申請を行い承認を受けてください。

3 申請窓口について

錦帯橋世界文化遺産登録推進協議会

岩国事務局
(岩国市錦帯橋課)

住所 山口県岩国市今津町一丁目14-51
TEL 0827-29-5107
Mail kintaikyo@city.iwakuni.lg.jp

山口事務局
(山口県錦帯橋世界
遺産推進室)

住所 山口県山口市滝町1-1
TEL 083-933-2613
Mail a19300@pref.yamaguchi.lg.jp

※どちらかの事務局に申請してください。

※直接持参される場合は訪問日時等について事前に御相談ください。

4 イラストの使用について①

○「美橋とわ」のイラストのデータについては、錦帯橋世界文化遺産登録推進協議会HPを御覧ください。

○デザインを使用する場合、次の表記が必要です。

「錦帯橋世界遺産登録推進PRキャラクター 美橋とわ」

○可能な範囲で差し支えございませんので、錦帯橋ロゴマークの掲載に御協力ください。

【ロゴマークの使用について】

<https://kintaikyo-bridge.jp/inquiry/application/>

※ロゴマークの使用には、別途申請または届出が必要です。



4 イラストの使用について②

原則として、①のイラストを使用してください。

②、③を使う場合は①との併用を検討してください。

②、③のみを使用を希望する場合は、別途ご相談ください。

また、②と③についてはトリミング、かぶせ等の加工は認めません。



4 イラストの使用について③

○特定の企業、団体及び商品等を推奨、公認しているかのような使用はできません。

【使用が認められない例】

- × 美橋とわは〇〇株式会社を応援しています。
- × 美橋とわイチオシの〇〇(商品名)
- × 美橋とわ公認〇〇(商品名)
- × 美橋とわチョコレート

× 美橋とわ公認
!



4 イラストの使用について④

○商品名に「美橋とわ」の名称を使用する場合、原則として、以下の内容を順守してください。

- ・「美橋とわ」と商品名を結び付けた商品名をつけることはできません。
- ・ただし、商品の特徴やパッケージに「美橋とわ」を使用していることを説明するため、○○「美橋とわバージョン」等と表示することは可能です。
- ・本協議会では、名称、デザインの重複までは審査を行いません。
既に使用されている商品名称及び同一デザイン商品の利用は不正競争防止法に違反する可能性がありますので、事前に申請者の責任で確認してください。

4 イラストの使用について⑤

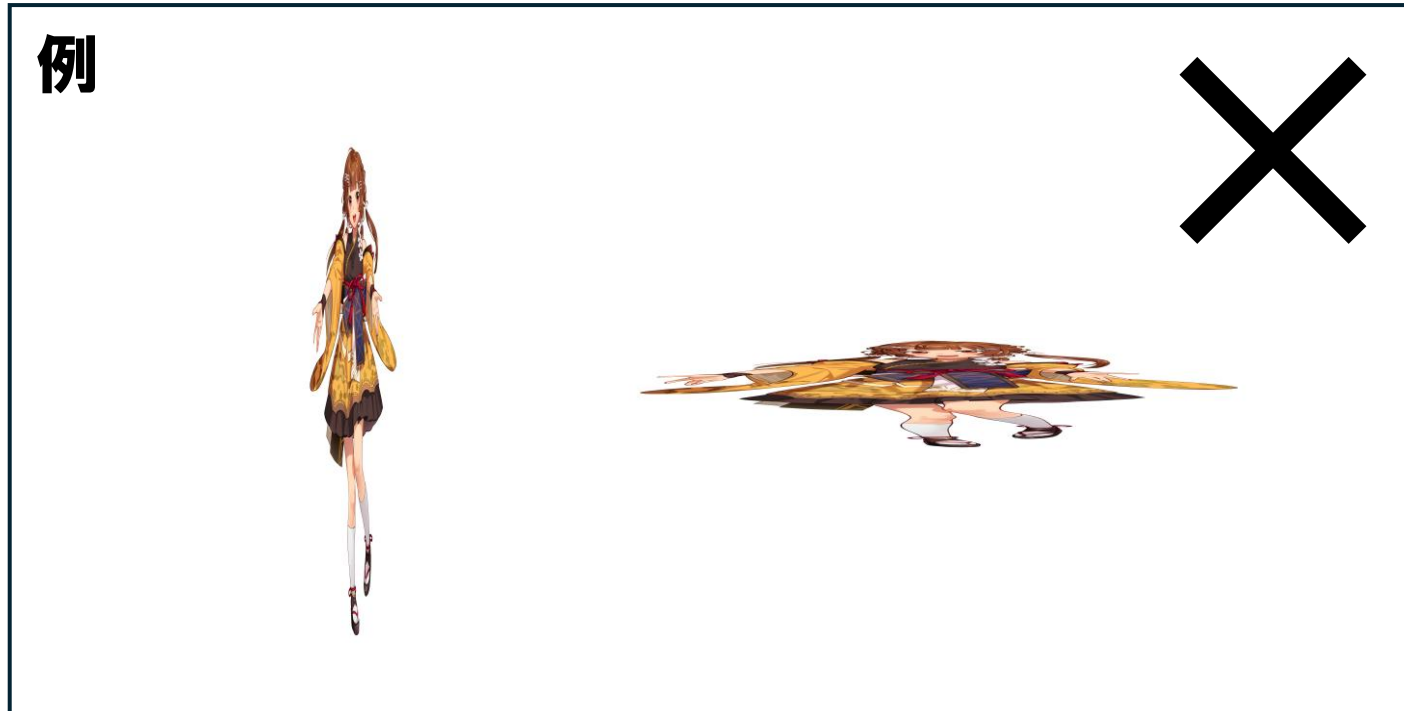
- 「美橋とわ」に特定の商品等を持たせることはできません。
- 特定の人、商品、団体、思想等を推奨するような内容は使用できません。
- 「美橋とわ」のイメージに合わないような表現は使用できません。
- 「美橋とわ」のイラストに吹き出しをつけることはできません。

※錦帯橋の世界遺産登録推進のPRにつながるような内容の場合等、使用方法や目的によっては吹き出しをつけることを認める場合があります。

4 イラストの使用について⑥

○縮尺を変更しない

イラストの縮尺を変更することはできません。

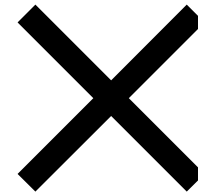


4 イラストの使用について⑦

○回転させない

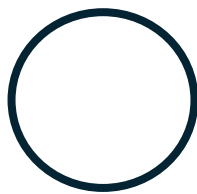
イラストを回転させることはできません。

例



4 イラストの使用について⑧

○原則、イラストに他のイラストやデザイン、
文字をかぶせることはできません。



かぶせ不可



4 イラストの使用について⑨

○トリミングをせず使用してください。

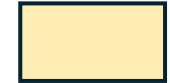
○デザイン上やむをえない場合、トリミングを認める場合がありますが、顔や頭のトリミングはできません。

×



トリミング不可

やむをえない場合可



4 イラストの使用について⑩

○折り曲げずに使用してください。

○作成物の構造等でやむを得ない場合は折り曲げを認める場合がありますが、頭や顔等の折り曲げはできません。

折り曲げ不可

やむをえない場合可



5 留意事項①

○申請を承認できない場合

下記に当てはまる場合、申請を承認しない場合があります。

- 1 錦帯橋及び協議会の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれがあると認められるとき
- 2 錦帯橋の正しい理解の妨げになる、または妨げになる恐れがあると認められるとき
- 3 美橋とわのイメージを損なう恐れがあると認められるとき
- 4 法令または公序良俗に反し、又は反する恐れがあると認められるとき
- 5 特定の個人、法人、団体、政党又は宗教団体を支援し、もしくは公認しているような誤解を与える恐れがあると認められるとき
- 6 特定の政治的、宗教的又は思想的主張を表現したものに關する利用と認められるとき
- 7 申請者が暴力団員等であることが判明したとき
- 8 当ガイドラインの趣旨に添わないものやデザインの修正依頼に対応いただけないとき
- 9 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に定める営業を行う者が使用する
とき
- 10 その他協議会が不適切であると判断したとき

5 留意事項②

- 使用方法が適切でないと認められるときは、当該承認を取り消します。
- 使用承認を取り消した場合、使用承認を受けたものに損害が生じても、錦帯橋世界文化遺産登録推進協議会は一切の責任は負いません。
- 使用承認を受けたものが、使用によって、第三者に対しての損害又は損失を与えた場合でも、錦帯橋世界文化遺産登録推進協議会は一切の責任を負いません。
- 本ガイドラインは、変更することがありますので、最新の情報を確認してください。

6 美橋とわについて



錦帯橋を擬人化した

錦帯橋世界遺産登録推進PRキャラクター

愛称

みはし
美橋とわ

岩国市内の小学生が美しい錦帯橋が永遠に存在し続けることを祈って名付けてくれました。

将来の夢 世界遺産に登録されること